

災害時等の災害対応資機材の
リースに関する協定書

長 野 県
長野県建設機械リース業協会

災害時等の災害対応機材のリースに関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県建設機械リース業協会（以下「乙」という。）とは、災害時等の応急対応に必要な資機材（以下「機材」という。）のリースに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、武力攻撃事態等及び緊急処理事態、その他の災害時（以下「災害時等」という。）において、機材をリースする必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（要請の内容）

第2条 甲は、災害時等において、機材をリースする必要があると認められるときは、乙に対し、その要請をすることができる。

（リースの実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から機材のリースの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、機材のリースを実施するものとする。

（リースの範囲）

第4条 甲が、乙に調達・運搬を要請する物資は、次に掲げるものとする。

（1）下表に掲げる機材の内、甲が指定する物資

機材等	<ul style="list-style-type: none"> ○発電機(2~3KVA) ○発電機(10~25KVA) ○インバーター発電機 ○屋内用電圧調整器 ○トランス昇圧・降圧 ○水中ポンプ ○エンジンポンプ ○コードリール(屋内) ○コードリール(屋外) ○投光機(500w・1kw) ○投光機(4灯式) ○投光機(2灯式) ○投光機(バルーン型) ○軽トラック ○組立ハウス ○コンテナハウス(3坪クラス) ○コンテナハウス(4坪クラス) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ツイントイレ ○本水洗トイレ ○簡易水洗トイレ ○会議用テーブル ○折いす ○ホワイトボード(脚付) ○くず入れ ○コピー機 ○レーザープリンター ○ノートパソコン ○衛星電話 ○コードレス電話 ○ブルーヒーター ○石油ストーブ ○テレビデオ ○ファンヒーター ○扇風機
-----	--	--

(2) その他乙の業務の範囲内で甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第2条の要請は、甲が別紙様式1の文書をもって行うものとする。

なお、緊急を要する場合は、口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第2条の要請事項を実施した時は、その状況について、別紙様式2により甲に報告するものとする。

(機材の運搬、引渡し)

第7条 機材の運搬先、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、運搬先までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、運搬先に職員を派遣し、確認のうえ引取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を、市町村長に代行させることができる。

(費用)

第8条 第2条の機材のリースの対価（乙が機材の搬送を行った場合、その対価も含む。）については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の対価は、災害時等発生直前時におけるリース価格、搬送価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(代金の支払い)

第9条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求後速やかに支払うものとする。

ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(協定の締結期間)

第12条 この協定の締結期間は、平成20年3月27日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

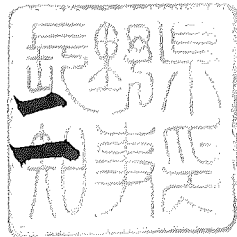
平成20年 3月27日

甲 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県知事

村井

仁



乙 長野県飯田市上郷黒田2731-1

長野県建設機械リース業協会

会長

原 茂



(別紙様式1)

災害時等の災害対応機材のリースに関する要請書

第 号
年 月 日

長野県建設機械リース業協会
会 長 様

長野県知事

「災害時等の災害対応機材のリースに関する協定書」に基づき、次のとおり機材のリースを要請します。

- 1 災害等の状況及び要請する事由
- 2 リースを必要とする機材の内容

必要とする機材の種類	数 量	機 材 運 搬 先	備 考

(別紙様式2)

災害時等の災害対応機材のリースに関する報告書

第 号
年 月 日

長野県知事 様

長野県建設機械リース業協会
会 長

年 月 日付け 第 号で要請のあった機材のリース要請について、次の
とおり実施しましたので報告します。

機材のリース実施状況

リースした機材の種類	数 量	機材運搬先	運 搬 者	備 考

注：運搬者については、乙において実施した場合に、乙において実施した旨、県で実施した場合は、県で実施した旨の記載をすること。(例：協会で実施、県で運搬)